

## **南相馬市監査委員公表第1号**

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年1月26日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

令 和 7 年 度

財政援助団体監査報告書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の期間	2
6	監査の結果	2
(1)	書類審査の結果	3
(2)	抽出団体監査の結果	6
①	南相馬市老人クラブ連合会	6
②	南相馬ロボット産業協議会	9
③	小高観光協会	11

# 監査結果報告書

## 1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象

令和6年度において市が補助金等の財政的援助を与えていたる団体等

## 3 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおりです。

項目	着眼点
団体関係	1 財政援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。 (1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に成果をあげているか。 (2) 補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。 (1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 (2) 事業計画書、予算書及び決算書等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 (3) 補助金等の額の確定、精算は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。 (1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計処理上の責任体制が確立されているか。
所管課所関係	(1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。 (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。 (3) 補助金等の交付目的、対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。 (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (5) 補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等により行われているか。 (6) 補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。 (7) 補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

## 4 監査の主な実施内容

### (1) 補助金、交付金、利子補給金等すべてを対象とした書類審査

令和6年度において市が補助金等の財政的援助を与えていたる団体等の関係書類を閲覧し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付決定、実績報告の審査、額の確定等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて審査を行いました。

### (2) 抽出団体監査

上記(1)の中から3団体を抽出し、当該団体から関係書類、会計帳簿等の提出を求め、交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて詳細に監査を行いました。

## 5 監査の期間

令和7年10月29日～令和8年1月23日

## 6 監査の結果

監査した結果は、次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

### (1) 4-(1)すべてを対象とした書類審査の結果

#### ① 補助金等による財政的援助の状況

令和6年度において、補助金、交付金、利子補給金等の名称で財政的援助を与えているものは、総件数で14,375件、総額で4,896,801,064円でした。

この内訳は、1件当たりの交付額、10万円未満のものが11,760件(総件数に占める割合81.8%)、10万円～50万円未満のものが2,001件(同13.9%)、50万円～100万円未満のものが208件(同1.4%)、100万円～500万円未満のものが286件(同2.0%)、500万円～1,000万円未満のものが50件(同0.4%)、1,000万円以上のものが70件(同0.5%)でした。

## ② 書類審査の結果

補助金の交付決定、額の確定時の審査にあたっては、補助要綱等の定めに従って行わなければなりませんが、次に記載のとおり改善すべき事項が確認されました。

### 専決処理を適正に行うべきもの

下記に記載した事業について専決区分に誤りがありました。今後は財務規則を確認し、適正に処理するようしてください。

指導事項等	補助金等の名称	担当課
交付決定の際、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていなかったもの	社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金	社会福祉課
	結婚新生活支援事業助成金	こども家庭課
額の変更の際、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていなかったもの	共同墓地環境整備事業補助金	環境政策課
額の確定通知の際、部長専決（50万円以上）の決裁を得ていなかったもの	屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金	環境政策課
	農林水産業振興事業（多様な担い手育成・確保事業（農業用機械購入支援事業）補助金	農政課
	農林水産業振興事業（市単独土地改良事業）ため池整備事業補助金	農林整備課
	浄化槽設置事業補助金	下水道課
交付決定において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金	社会福祉課
	結婚新生活支援事業助成金	こども家庭課
	政務活動費交付金	議会事務局
額の変更において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	共同墓地環境整備事業補助金	環境政策課
額の確定通知において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続きを行っていなかったもの	屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金	環境政策課
	食生活改善推進事業補助金	健康づくり課
	農林水産業振興事業（多様な担い手育成・確保事業（農業用機械購入支援事業）補助金	農政課
	農林水産業振興事業（市単独土地改良事業）ため池整備事業補助金	農林整備課
	農林水産業振興事業（農地防災事業）	農林整備課
	浄化槽設置事業補助金	下水道課

## **交付要綱に基づき、適正に処理すべきもの**

ア 下記に記載した2事業について、補助金交付額に誤りがありました。補助金交付決定、額の確定にあたっては、慎重に審査のうえ適正な交付事務を行ってください。  
なお、過大に交付した分については、返還を求めるよう適切に処理してください。

i) 市まちづくり委員会交付金交付要綱第3条第3項において、「この告示に基づく交付金以外の補助金等の交付が予定されている場合又は現に支給を受けている場合は、その相当額を交付対象経費から控除する。」と規定されているが、上真野地区まちづくり委員会では、敬老会開催事業補助金（長寿福祉課担当）の交付を受けた際の領収書を本事業でも実績として提出しており、333,500円を重複して助成していたもの。  
**まちづくり委員会交付金事業（上真野地区まちづくり委員会）**

**担当課：コミュニティ推進課**

**敬老会開催事業補助金（上真野地区まちづくり委員会）**

**担当課：長寿福祉課**

ii) 市地域保育施設支援事業費補助金交付要綱第4条第2項別表で、対象経費について「1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。」と規定されているところ、1,000円未満の端数500円を含む金額を交付していたもの。

**地域保育施設支援事業（入所児童支援事業）補助金（幼児の家）**

**担当課：こども育成課**

イ 市補助金等の交付等に関する規則第14条において、実績報告書の提出を受けた場合には、「当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定されているが確定の起案及び通知がされていなかったもの。

**私立幼稚園給食費保護者助成金（青葉幼稚園）**

**私立幼稚園給食費保護者助成金（さゆり幼稚園）**

**担当課：こども育成課**

ウ 市農林水産業振興事業補助金交付要綱第10条において、事業主体は、補助事業等が完了した場合は、事業実績報告書の提出に併せて、補助金交付請求書を提出しなければならない、とされているが、令和6年5月7日に実績報告の提出を受け、交付請求書の提出依頼をしていたものの、約10カ月以上経過した令和7年3月28日に提出がされたもの。

**農林水産業振興事業（多様な担い手育成・確保事業（農業用機械購入支援事業））**

**補助金 株式会社アグリサービスそうま**

**担当課：農政課**

エ 市農林水産業振興事業補助金交付要綱第9条において、実績報告は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない、とされているが、令和7年2月10日に事業が完了したが、令和7年3月25日に実績報告書の提出があつたもの。

**農林水産業振興事業（地域ブランド品販路拡大・地域活性化推進事業）補助金  
紅梅夢ファーム** 担当課：農政課

- オ 市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱第9条において、実績報告は、事業が完了した日後30日を経過した日又は補助金の交付の決定あつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない、とされているが、令和6年12月15日に事業が完了したが、令和7年3月31日に実績報告書の提出があつたもの。

**地域の絆づくり支援事業補助金（角間沢行政区）** 担当課：小高区地域振興課

- カ 市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱第9条において、実績報告書の添付書類として成果品若しくはその写し又は事業実施時の写真添付を定めているが、行政区からの提出を受けていなかつたもの。

**地域の絆づくり支援事業補助金(橋本町四、押釜、本陣前二行政区)** 担当課：コミュニティ推進課

**実績報告書を受理してから、額の確定までの事務処理に長期日数を要したもの**

- ア 実績報告書の受理後、約5か月間確定に関する事務が未処理の状態となり、相当期間遅延して額の確定及び通知が行われ、その後に補助金の支払いがされたもの。

**共同墓地環境整備事業補助金（小木迫薄畠共同墓地）** 担当課：環境政策課

**実績報告書の内容に不備があつたもの**

- ア 実績報告書の事業着手年月日が、交付決定日以前であつたもの。  
**敬老会開催事業補助金（上真野地区まちづくり委員会）** 担当課：長寿福祉課

- イ 実績報告書の事業完了年月日が、事業着手年月日及び交付決定日以前であつたもの。

**農林水産業振興事業（有害鳥獣被害防止総合対策事業（地域活動支援事業））  
補助金 檜原行政区** 担当課：農政課

- ウ 実績報告書の事業完了日以前の日付で実績報告書の提出があつたもの。  
**地域の絆づくり支援事業補助金（泉沢行政区）** 担当課：小高区地域振興課

- エ 補助金の交付決定額に変更はないものの、実績報告のあった事業実施期間外の領収書等が含まれて事業費に計上されていたもの。

**地域の絆づくり支援事業補助金(雲雀ヶ原一行政区)** 担当課：コミュニティ推進課  
**地域の絆づくり支援事業補助金（上耳谷、川房行政区）** 担当課：小高区地域振興課

**伝票処理が適切でなかつたもの**

- ア 概算払いとして令和6年5月24日に補助金交付請求があつたが、令和6年6月6日に通常払いとして11,152,000円交付していたもの。

**シルバー人材センター高年齢者就業機会確保事業費等補助金（運営費補助金）** 担当課：長寿福祉課

補助金等の交付については、地方自治法232条の2の規定により、公益上必要があると認めた場合において補助することができるものと規定されています。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管課の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い適正に対処してください。

また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助交付団体との連携及び指導にも注力し、補助金等の成果向上につながるよう検証をしてください。

## (2) 抽出団体監査の結果

### ① 南相馬市老人クラブ連合会

#### ア 補助金の名称及び事業の概要等

所 管 課 名	長寿福祉課
1. 補 助 金 等 の 名 称	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金
2. 交 付 団 体 名	南相馬市老人クラブ連合会
3. 対 象 事 業 の 目 的	老人クラブ活動等の社会活動を促進し、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブの活動に要する経費に対し補助金を交付するもの。
4. 対 象 事 業 の 内 容	市内単位老人クラブ及び各地区老人クラブへの助成 市老人クラブ連合会の各事業(ニュースポーツ大会等)への助成 健康づくり事業・地域支え合い事業への助成
5. 補 助 金 等 目 的	地域社会活動、教養向上活動、健康増進活動等に対する活動費の支援
6. 補 助 金 等 効 果	現在、活動を行っている老人クラブの多くは、新規会員の減少、会員の高齢化などにより、活動継続が困難な状況にあるが仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動とともに、知識や経験を生かし世代間交流を行うことで伝承し、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に一定程度の効果があると捉えている。
7. 支 出 根 拠 法 令 名	南相馬市補助金交付要綱 南相馬市補助金等の交付等に関する規則
8. 交 付 補 助 金 額	3, 251, 339円

## イ 収支決算の状況

### 収 入

(単位 : 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 費	171, 600	171, 600	0	
市 補 助 金	3, 251, 339	3, 251, 339	0	単位老人クラブ…1, 002, 724円 活動推進事業補助金…205, 200円 地区老人クラブ…129, 000円 事業費…1, 527, 415円
助 成 金	6, 550	6, 550	0	
雜 収 入	8, 185	8, 185	0	
繰 越 金	2, 394, 737	2, 394, 737	0	
合 計	5, 832, 411	5, 832, 411	0	

### 支 出

(単位 : 円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 議 費	90, 878	90, 878	0	うち7, 558円補助対象経費
事 務 費	178, 547	178, 547	0	うち178, 547円補助対象経費
事 業 費	2, 880, 034	2, 880, 034	0	うち2, 659, 139円補助対象経費
返 納 金	1, 144, 225	1, 144, 225	0	
負 担 金	172, 745	172, 745	0	うち150, 375円補助対象経費
賃 借 費	255, 720	255, 720	0	うち255, 720円補助対象経費
慶弔 費	0	0	0	
雜 支 出	0	0	0	うち0円補助対象経費
予 備 費	1, 110, 262	0	△ 1, 110, 262	うち0円補助対象経費
合 計	5, 832, 411	4, 722, 149	△ 1, 110, 262	

収入支出差引残額 1, 110, 262 円

### ウ 駐査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、下記について指摘事項としました。なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

所管課は、事務処理の見直しなど早急に対処され適正な事務執行に努めてください。

#### (ア) 財源となる県補助金に関する不適切な事務処理について【指摘事項】

市財務規則第4条第1項第2号において、分担金、負担金、国庫支出金又は県支出金について、その額を決定し、申請し、又は実績の報告をしようとするときは財務担当部長に合議しなければならないと規定されています。

当該補助金は財源の一部として福島県老人クラブ活動等事業費補助金（県支出金）を充てており、その交付手続き等の確認をしたところ、県相双保健福祉事務所

(以下「県」という。)への交付申請から変更交付申請、実績報告までの一連の事務処理が、所属長や最終決裁者の決裁行為を受けないまま報告・提出されているという組織の意思決定プロセスを経ない極めて不適切な状態となっていました。

県への交付申請起案に際しては、財政課合議段階で内容確認の差し戻しをされたまま再回議されず未決裁の状態となっていましたが、県からは交付決定の指令書が発せられました。その後、変更交付申請、事業完了報告及び実績報告書の提出の必要が生じていましたが、各々の起案については文書番号の採番はされているものの添付書類もなく、決裁・合議以前に回議もされていない状態となっていました。一方、交付申請と同様に、県からは変更交付決定通知及び補助金確定に伴う返還通知が発せられています。

このような事案は、担当者の事務処理の遺漏やミスというだけではなく、業務執行の過程において所属内でのチェック体制が十分機能していなかったことが大きな要因であり、適切に機能していれば事前に防止できたものと考えられます。

チェック体制の不備は、組織への信頼が大きく損なわれる事態に繋がる要素も含んでいることから、今後実効性のある改善策を講じるとともに、所属内で取組体制を構築し、ミスや不適正な事案を未然に防げるよう体制の強化を図るべきであると考えます。

#### (イ) 補助金の交付時期について【指摘事項】

提出された補助金交付申請書の收受が行われておらず、令和7年2月20日に団体からの問合せで事務処理の遺漏が発覚し、支出負担行為及び交付決定を約10か月遅及して4月1日付けで行われていました。そのため、概算払い請求にも遅れが生じ2月27日に支払われることとなりましたが、例年より遅れたことによる苦情や問合せ等も生じていました。

支出負担行為の手続きについては財務規則第48条に定められていますので、本補助金の交付目的を鑑み、団体に不利益や不信感を与える事態を招かないよう適正な事務処理をしてください。

## ② 南相馬ロボット産業協議会

### ア 補助金の名称及び事業の概要等

所管課名	商工労政課
1. 補助金等の名称	南相馬ロボット産業協議会運営費補助金
2. 交付団体名	南相馬ロボット産業協議会
3. 対象事業の目的	地域内の製造業者(機械・金属、エレクトロニクス、IT・通信、デバイス等)と学術・研究機関及び行政機関等との連携により、ロボット技術を中心とする次世代産業技術の導入・普及を進め、当地の新たな産業としてロボット産業の創出を目指すとともに、地域経済の復興に貢献すること。
4. 対象事業の内容	<p>【企業力・技術力向上事業】 先進地域や企業の視察、技術セミナーへの参加</p> <p>【新製品、新技術の開発促進及び技術水準の向上事業】 分科会(ロボット開発研究会・航空宇宙産業研究会)でのロボット技術大会出場に向けた機体の試作研究</p> <p>【販路拡大・普及活動事業】 ロボット産業に関するイベントへの出展(営業活動)</p>
5. 補助金等交付目的	市内ロボット等の先端産業の育成及び地域へのロボット等先端産業の普及を促進するため、南相馬ロボット産業協議会に対し、補助金を交付する。
6. 補助金等効果	補助金の活用により、市内でのロボット産業のPRやロボット関連事業者が連携したロボット開発の実施につながった。この効果により、地域の事業者間による新たなロボット製造の受発注につながり、地域経済に資する効果を生んでいるもの。
7. 支出根拠法令名	南相馬市補助金交付要綱 南相馬市補助金等の交付等に関する規則
8. 交付補助金額	982, 395円

### イ 収支決算の状況

収 入 (単位 : 円)

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
年会費	886, 000	888, 000	2, 000	本会員年会費@12, 000円×74社
市補助金	1, 172, 055	982, 395	△ 189, 660	
負担金	0	0	0	
雑収入	33	386	353	受取利息
合計	2, 058, 088	1, 870, 781	△ 187, 307	

## 支 出

(単位：円)

項 目		予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
事 業 費	企 業 力・技 術 力 向 上 事 業	153,415	76,315	△ 77,100	他地域視察・異業種間の交流会交通費、その他視察費用交通費、経営・技術セミナー受講費補助
	新製品、新技術の開発促進及び技術水準の向上事業	897,000	897,000	0	航空宇宙産業研究会諸会費、試作品作製費、ロボット開発研究会試作研究費
	販 路 拡 大・普 及 活 動 事 業	121,640	9,080	△ 112,560	ロボット・航空宇宙フェスタふくしま交通費
運 営 費	地 域 振 興 活 動 事 業	0	0	0	
	企 業 力・技 術 力 向 上 事 業	10,400	5,200	△ 5,200	出展活動補助費（日当）
	会 議 運 営	76,500	74,200	△ 2,300	
	広 報 活 動 事 業	595,560	595,560	0	
	事 務 費	73,783	69,301	△ 4,482	
	役 務 費	116,957	37,877	△ 79,080	支払手数料他
	予 備 費	12,833	15,462	2,629	
	繰 越 費	0	90,786	90,786	
合 計		2,058,088	1,870,781	△ 187,307	

収入支出差引残額 0 円

## ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。

なお、平成26年度に実施した同事業の監査において「留意事項として、收支に係る出納帳等の整備はされているが、収支伝票等による決裁行為がなく、経理上の責任体制が不明確であった。」とされた点については、支払承認書により会計担当、次長、所長の承認欄が設けられ決裁が行われていることが確認でき、適切に改善されていました。

### ③ 小高観光協会

#### ア 補助金の名称及び事業の概要等

所管課名	小高区地域振興課
1. 補助金等の名称	小高観光協会イベント事業補助金
2. 交付団体名	小高観光協会
3. 対象事業の目的	イベントの開催により小高区の魅力を対外的に発信することで、年間をとおしての観光客誘致、地域経済の活性化を図る。
4. 対象事業の内容	小高区内の企業、観光スポットのPRとともに、文化の里としてのイメージアップを図るため、地元ゆかりの音楽家の演出による「おだか群青コンサート」を開催する。 また、冬の小高の恒例行事として、小高区内の事業所・各種団体の参加により、区内全体をイルミネーションの温かなあかりで包む「あかりのファンタジーイルミネーションinおだか」を実施する。
5. 交付目的	地域活性化および観光誘致の推進を図るため。
6. 補助金等効果	・「おだか群青コンサート」では、地域おこし協力隊が中心に企画したミュージカルや演奏が行われ、大きな集客に繋がった。 ・「あかりのファンタジーイルミネーションinおだか」では点灯式の開催を始め、事業所や個人宅等がイルミネーションを点灯し、期間中の観客増加に繋がった。
7. 支出根拠法令名	南相馬市補助金等の交付等に関する規則
8. 交付補助金額	3,690,000円

#### イ 収支決算の状況

収入		(単位：円)		
項目	予算額	決算額	比較増減	備考
市補助金	コンサート費	508,000	508,000	0
	イルミネーション費	3,182,000	3,182,000	0
観光協会運営費	50,000	5,866	△ 44,134	
合計	3,740,000	3,695,866	△ 44,134	

## 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
コンサート報償費	160,000	150,000	△ 10,000	出演者謝礼
コンサート需用費	101,000	105,731	4,731	用紙、会場準備消耗品代、出演者- 制作者食糧費、ポスター・チラシ印刷代
コンサート役務費	2,000	7,243	5,243	郵送料、傷害保険料
コンサート委託料	250,000	250,000	0	音響・照明・舞台設営オペレート業務委託一式
コンサート費小計	513,000	512,974	△ 26	
イルミネーション報償費	80,000	68,680	△ 11,320	点灯式謝礼、イルミネーションマップ掲載者謝礼、設置謝礼
イルミネーション需用費	480,000	513,440	33,440	装飾及び点灯式使用消耗品代、チラシ・ポスター印刷代、電気代
イルミネーション役務費	7,000	13,621	6,621	郵送料、振込手数料、傷害保険料
イルミネーション委託料	1,983,000	2,007,500	24,500	装飾業務委託、作品設置委託、装飾・撤去委託
イルミネーション備品購入費	677,000	579,651	△ 97,349	屋内イルミネーション資材費等
イルミネーション費小計	3,227,000	3,182,892	△ 44,108	
合 計	3,740,000	3,695,866	△ 44,134	

収入支出差引残額 0 円

## ウ 監査の結果

関係書類、会計帳簿等を確認した結果、本団体の補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、納品書のうち一部について日付の誤りがあったものや納品日から支払いまでの期間に長期間を有しているものが確認されました。団体で請求書の時期を年度末で問題ないと判断がされていましたが、支払いまで5～6か月経過しており、期間が長くなることは支払い漏れというリスクが高まるため、所管課は請求書の受領や支払いに関する取扱いについて団体と改めて確認してください。